

日本性心正行報國

——憂國僧神阿の報國運動——

鵜飼光順

勃誓忠策皇國ノ金言ニシテ片時モ忘ルベカラザル急務タリ入學ノ始メ必ズ先コレヲ暗誦セシメ日本性心正行報國ノ爲ニセハ、佛神擁護七難即滅七福即生天下和順日月清明風雨以時災勵不起國豐民安兵戈無用崇德興仁務修禮讓

西京寺町 梵曆學校 神 阿 施 (神阿上人稿 本雜集)

とは、佛曆護持者としての神阿が、憂國護法の忠誠湧くところ、教學報國を目指して、明治十三年梵曆學校（京都四條寺町下聖光寺内）を創建し、校是として掲げた綱領の奥書である。梵曆學校の校是、綱領とは、神武創業の指導理念にして更に國民實踐の上の方針原則たる五ヶ條の詔勅を指す。

〔教育の骨子〕 今地動説に對應するに梵曆を以てせる是非は兎も角としても、彼の採つた教育の骨髓にして、嚴肅なる報國精神の示現と見るべく、いかにも國師、國用、憂國憂宗の士達成への志願溢る、襟度が看取され、汝我奉公の氣宇漲る正行報國の警策を全面的に把握出来るであらう。

實に神阿和尚は、說譽隆音と云ひ、文化十四年三河國に生れ、明治十六年五月祖山知恩院に於ける講筵中途にして倒る迄六十有七年、幕末維新の政治的大轉換——それは期せずして澎湃として一世を風靡した文明開化の謬れる文化觀念は、舊物打破の思想を讓し教界は一大動搖を惹起しその難局打開に幾多の苦鍊を経て雄々しくも立ち上つたのであるが——大激變のさ中に、精魂を護法と國事に傾注し破我奉仕無窮の國礎に歸命せる挺身的宗侶として恭慕の情轉た切なるものがある。

扶宗愛國の烈情を捧げ盡した、神阿隆音の傳歴は從來あまり瞭かにされてはゐない。今吾人は、神阿上人の著書並に遺稿(稿本雜集)を中心として、報國思想並憂國運動の一端を考察して大方の是正を仰ぐ次第である。(傳歴に關しては摩訶衍十八收石橋氏の神阿和尚傳、並、眞葛原叢四、收拙稿参照)

二

王政復古の精神、この思想信念は國民の國家的、社會的生活の歸住的本體としての皇位の認識である。従つて之が内に向へば尊王論となり、外に對して攘夷となる。而して幕末維新にかけて、近世初頭以來興つた現實的精神と、逆に促がされてきた古代研究即日本把握の思想的努力の結果、古道古學は本居、平田に依つて大成され、思想界は一變し、復古國學の勃興となり、

〔内尊外卑と破佛〕 内尊外卑の思想を孕みと孕んで、大政奉還の壯舉に相ふ。其間國民的思潮となり、一世を壟斷した古道派の外國觀が如何に當世に及ぼしたかは、喋々の要はあるまい。篤胤の儒道佛道興つて古道廢れ、皇威も爲に衰へたりと(大道或問)極論するに於てをやである。

王政復古、大政奉還と云ふその氣運に乗じて、又それと相前後して起つた——廢佛毀釋の運動は効を収めたのであるが、——文明開化への心酔は、遂に舊弊一洗舊物打破の迷妄運動を招致し、殊に久しきに亙る封建的弊風の中に殆ど涸渇形式化した教界は祖上にのほらざるを得ない。神佛分離の反佛教運動所謂廢佛毀釋の烽火は、攘夷に裏付られて燎原のその如く廣がつていつた。然し文明開化といふこよなき美名にかくれ、無批判的な破佛の妄動に對しては當然そこに文化攝取の正しき批判整理は必要とせられる。

〔梵曆運動〕 かの普門圓通に依つて唱導せられた護法梵曆運動の提唱の如きはまさしく、その要望に應へたものであらう。(工藤康悔氏勸皇護法信行學頭參照) 尊王攘夷の思想の凄じき餘勢に乗じて、教界は銳意護法に大童とならざるを得ない。しかし官尊民卑で、官權と皇權とを混同してゐるが如き思想的未成年の當時にあつて、古道觀の謬想に立つ爲政者が、佛教を無用有害視し、佛法は異國の道勅命に背く釋氏は消蔽の民とやられては就々たらざるを得なかつたであらう。従つて之に對應し反駁する護法運動は、皇國佛教を主張し、佛法が邦家に利あること、そして又新國家に利ありしことの實證、つまり佛教の新時代の再認識運動を振起するは當然の成行と見ねばならぬ。(徳重淺吉氏著維新政治宗教史研究收、維新前後佛教徒と日本精神)

即ち佛教は渡來以來列聖の尊信を忝うし、民生の安心を説く。鎮護國家を標榜し、皇國佛教として日本精神を培ひ來た和國の聖道である。然るに王政一新鎖國解消以來新奇の洋學は、禁制の邪教を傳ふ。しかもそれを世界制覇の手段として徐ろに奪國の掠爪を磨ぐ。圖太くも策謀するところ日本侵略にある。このときにあたり、日本精神文化の裏付であり、皇道精神の昂揚の内容的基礎づけとして佛道を護持するは、王法を萬古に長昌ならしむる所以、王法即佛

法は日本佛教の特色、王法滅して佛法興る謂なく、佛法滅して獨り王法昌ゆる謂なし、今や如何なる犠牲を拂つても、王法の尊嚴護持のため、抜き難き教界の因襲と習弊を一掃し、自肅と反省を以て佛教本來の面目を發揮し、佛法國益の實證に勵めねばならぬ。新來の洋學は、禁斷の邪教を齎らし、剩さへ領土的野心を持つ。

如上の思想より東京、京都、名古屋三都の梵曆社中の志士は、溢る憂國の思想もて、蘊蓄を傾けて梵曆の研究に憂身をやつし、佛法をもつて王法護持せんの徹底せる攘夷排外の論を布き、かくて燃ゆる沒我奉公の誠衷は、護法運動となり、更に勤皇運動となつて現はれ、遂に志士をして克く倒幕海防にまで進展し、維新回天の曠古の聖業を翼賛し奉つてゐる。

〔梵曆學校と教學報國〕 梵曆社中に於ける飛躍的巨匠として江戸の存統、京都の神阿が擧げらる。云ふ迄もなく梵曆普及研究運動は旺なる尊王攘夷精神がその發源をなすことは如上の如くであるが、領土的野心を持つ洋鬼を撲滅する、即ち闢邪、破邪の運動は、維新思想運動の一核心をなすものである。而して護法運動としての闢邪運動の思想的方面は、殆ど佛徒に獨占され全佛徒の中心問題であつた。こゝに留意すべきは神阿の創業に係る梵曆學校である。

上述の如く明治十三年その緒についたので、而して彼は明治十六年遷化してゐるから、國土有爲の士達成への志願は満足するに至らなかつたであらう。然しながら創建の意圖あるところは皇國民鍊成のひたむきな至純至誠に外ならぬ。佛法を堅持して皇國萬代を壽ぐ防邪攘夷を背景とする新教化運動であり、新國家に寄與せんとする社會的自省改新運動である。

〔護法護國の一致〕 當然こゝに神阿の護法は、護國運動と相關一致す。かの梵曆學校教材「巡化條目」に見らるゝ

一、國體維持朝旨方策

一、文明開化朝旨方策

一、交易朝正策

一、富國強兵朝旨方策

一、勸善懲惡天地公道宗正策

一、神佛教協心戮力方策

一、梵曆學校正策

一々の叙解は、まさしく皇道發揚の警策にして、殊に學校入學生には神武創業の實踐形式としての國是五ヶ條を必ず暗誦せしめ、日本性心(精神)正行(正法)報國の爲にせば、佛神擁護、天下和順と國家に對する愛念の情臻らざるなく、護法有爲の士を撫育薰陶し、神武創業一新への一助なりともせんとの教學報國の烈情を感得すべきである。

三

〔三教一致運動〕 神儒佛三道は、皇國の經理にして、治教に益ありとするは、時代通勢であつた。然し佛教は、異國の道であり釋氏は神國の叛民であるとの説は、當時思想界を壟斷し政權を支配した神儒者一般の謬見である。護法は之に對して破斥の立場を取らざるを得ない。かの幕末の破邪的活動と維新の排佛の護法的活動に専心せる、我が、徹底(明治三年刊十二問答)行誠(明治三年刊鹿島問答)等の三教一致の宣説は忘れてはならぬ。

神阿も亦、全政王道論、神典教主論を著し、天政輔佐、王法資助を根幹とする儒佛採用三教全政を強調す。これ三

教渾然融合し、王法を資助せし信仰に基くものである。

尙明治元年「聖徳太子五憲法」の科註、明治五年「勅五憲法」の和解は明瞭に佛教が治教に益あるを能説し日本心性（精神）正行（正法）報國の顯示である。

方今洋教開禁され、爲政者はその選用に謬まり、徒らに偏儒武弊に陥り、天政王道を辨知せず。これ全く神國に生れ神恩を思はざるの甚しきもの、今や神武復古王政の神威を萬國に振起し舊弊悉く新たならんとするの秋、華頂勸學院より聖徳太子の五憲法（十七憲法並に政家、儒士、神職、釋氏の四憲法）を、再刻和解せるは、三道を以て、王道を昌んならしめ、佛教は、治國の法にして全く萬民保全の國恩に報ずる和魂勇進の途なるを瞭かにするものである。

「いまや上元復古の天運正に王政復古の御世となり舊弊悉く新たならんとす幸ひにこの

神武天皇復古の憲法に復し、武弊を除くの規繩ならむ事をおもひ、且は皇太子の遠忌に向ひ、王政鎮護の御誓願を仰ぎ奉らん事を思ひ、數年巡講の間隨喜の人多く已に弘通さかんならんとす。猶更庶人に至るまで倦まざら令無との、叡慮を、下愚にゆき渡らせまはしく因に是を和字にして弘めんことを請ふ人の數多あれば（中略）速に官許を蒙り梓に昇して普く世に流したりましたかば、王政の一助ともなり侍りぬべし。然に序主通蒙と四憲法との中に、いささか齟齬の有を會合せらるゝ事、序文のごとくなれども、いまだ理を盡せりとも見えず、故におのれ神阿亦一義を説て是を助く（中略）蓋し天慶の王政をおもはず。

推古天皇、聖徳太子に縁なきものは、とまれかくまれ苟しくも天が下に住みて、天に歸することを知り、天政の王道を慕ふもの誰か此復古、神武王政の古をおもはざらんや。今此古典の故きを温ねは、天下一新の一助ともなりなむかし。方今、勅誓、萬民保全の國恩を報じ奉らんがため、身の短才を顧みず、本記□するをなげく餘り、天政を輔佐し同志に盈てんことを欲するのみ、且希くは普天の賢哲西洋各教を熟覽して吾天神の高風に混淆せず、洋教憲法の詔りを蒙りくはへて六憲法とし一新の規矩都鄙と等しく瞻仰せしめは、萬世の國寶ならざらめやは、

時に明治四年辛未秋

華頂山 勸學院中 神阿欽誌

(推古帝勅五憲法再刻序)

寔にこれ、該書に云ふ東大寺義海の「誠にこの報國のために、身命を捨つべきの時運なり、ねがはくは上天欣求の兄弟おかれて意を殘さむよりは、競ひて、勅意に成ぜむことを勵まし指を折て、龍顏のゑみを拜し奉らむ云云」の附言と共に、神阿の勤王護法の至要なる熱魂を味得し得られる。

又、明治十一年元老院宛「奉建言、國體急務評並副書」を呈し、政局者の洋政に徒らに目眩み、自省再検討なき政策を罵倒し、或は宣長などの、我國は言葉の國にして治國の教法なしと云ふ國學者の弊を評し、紀集註並に國史略に云ふ、「尊_三崇大神_二配_一日稱_二日神_一所謂配日の二字は、記紀に逆らひ、皇統一系及日本稱を廢絶するに至らしめる大過を招來する」(神阿遺稿集)と宣說詳記するなど、その傑出せる志願は、恰も明治二年六月淨土宗より内願(諸宗同德會)した廢合寺反對の建白書と共に、如何にも護國の赤誠の迸り出てゐるものである。

四

〔交易政策と報國社〕 明治維新の新外來思想は實に文明開化から始まる。それは舊來の思想に關する正札の附替がその基調をなす。だから一應外來そのまゝの模倣で、舊物卑下の評價が行はれるは當然と見られる。澎湃として推寄せ來る文明開化の新潮流に出會つて、徒らなる模倣憧憬の謬れる文化思想に對しては、超然として時流を抜き、教界の指導を以て任せし人にも決して少くない。徹底、行誠等の偉僧は蹶然起つて、謬見打破にもゆる熱情を吐露してゐる、彼の神阿は、悲憤慷慨やる方なく、明治五年「國體維持」の述懐を述べ、交易改正政策を論じ、舶來品を止め國產愛用を叫び、しかも消費節約し、富國強兵方策進に及ぶ。

(前略)交易正策ヲ辨セバ古語云無慮則必有近愁、塵積則成山、小費苦大借小人貧利必亂矣實哉此言蓋シ方今ノ新弊ヤ常用珍シキニ走テ少利ニ惹ヒ終ニ國家ノ大患ニ陥ルヲ慮ラス、其近キヲ云ハ舶來ノ費ヒ國產財融ヲ罔シ貧國ニ陥ラ令ル不忠タル 敬神愛國ノ朝旨ニ逆キ必ス近愁血淚大歎息ヲ如何セン、急ニ豫防セスンハ木石無心ニ同シカラン、故ニ今交易ノ過チヲ改メ貧國ニ陥ルヲ防シニハ先第一舶來品ヲ止メ、以テ國產融通ヲ要トシ、其輕キハ石油ヲ一戸ニ二夕五撮ヲ用ユト見做セ、全國大數三千八百萬戸中ニ用ル宅凡ソ九百萬戸トシ其一日用合シテ千七百五十石トナル、一年合シテ六百五十八萬七千五百石ト積ルナリ、然ニ我國產ノ油僅カ三百穴ト做シ之ヲ精製セハ減シテ五分一トナル、其高凡ソ五千石トナレハ全國用只三夜用ノミ此外ハ皆外國產三百六十二日用二千八萬石ニシテ、其下等ノ價一石代九圓九十九錢トシ、惣合シテ六千三百八十萬圓トナル、其助品ノ費モ亦少ナカラサルヲ順知スヘシ、又何品ニテモ一戸モ五錢ノ品ヲ費セハ全國三千八百萬戸用合シテ六億九千三百五十萬圓トナル、蓋シ是塵モ積レハ山トナルナラスヤ、依テ富國變シテ貧國トナリ全國身代局リト攻ル時ハ彼屬國同然ニ陥リ血淚苦惱云ヘカラス、蓋シ舶來品ハ世ヲ濟ヘキ諸品ニシテ□□ナラザルヲ知リツツ珍シキニ惑ヒ近キニ走テ遠慮ナク國產ヲ用ヒサル過チ全國極貧ニ攻リタル證ニハ□□家ノ終リ沼金ノ賤シキ一圓ヲ我正金ニ配當セハ五十錢位ナルモ昇テ二圓トナリヌ故ニ其他財ノ紙幣ノ一圓カ半圓ニ陥リヌ、所謂小人窮スレハ此ニ亂ス互ニ義務ヲ忘レ只見利ヲ私マ、ニシ殘害盜賊劫奪火災ノ大患ニ陥リ、血淚ノ苦患ヲ云何セン、此時ニ至テ後悔スルモ何ンカスヘキソヤ、此ニ遠慮ノ同志ヲ誘ヒ從今舶來用ヲ止メ國產用ヲ勸ル同盟ヲ立テ報國社ヲ結ビ貧國忽チ變シテ富國ノ朝旨ナランヲ禱ル方策ヲ勵サンコトヲ欲ス、夫レ有生者欽テ聞ヘシ、第一此神國ニ生レ此神物ニ撫育ヲ蒙ルコトヲ知ハ誰カ此富國ヲ計ラサル、三度ノ食ヲ口ニシ寒ヲ凌クノ愛育ヲ思ハ愛國ノ朝旨ヲ勵サスンハ有ヘカラス、欽テ請フ外内ニシテ彼ニ惑ヒ、是ヲ外ニシテ内ノ災ヒヲ除ソコトヲ勸メスンハ有ヘカラス、何ソ木石無心ニ異ナラサル恐レスンハ有ヘカラス慎マスンハ有ヘカラス。

梵曆學校報國社 西京寺町 聖光寺 神阿誌

言々句々まさに憂國の金文字ならざるはなく愛國の烈情たらざるはない。

國の富源は第一舶來品を驅逐し、消費節約することあり。「油の一滴は血の一滴」國家經濟の立場より國產油の愛

用を叫ぶ只徒らに歐米模倣に浮身を窺し、舊物破壊をたてまへとする輩を誡め、同志を誘ひ舶來品を排除し、國產品をすゝめる同盟を結びて「報國社」と名付け、我等無比の神國に生れ、神物に撫育せらるゝ恩寵を思はば、外來洋鬼に誑かされることなく、富國愛國の朝旨を勵まさんと、皇國鞏固の爲に國產愛用し、奢侈をつゝしむべしと。國家百年の大計の爲、朽ちせぬ無限の生命ある活力、輸入防遏、消費節約、堅忍持久、資源愛護のこの高き調べは、興亞の聖業日に成るの國民總力戦下の對應策、國產愛用運動の所謂國民精神總動員の先驅をなすものであらう。

